

第三番

田村利一

第五番

磯村武夫

一 会談の事件尤の通り

一 指定寄附受領に関する件

一 消防団服購入に関する件

一 排水路新設工事神助申請に関する件

一 町債を起し並起債の方法、利息の定率及び償還の方法に関する件

一 福生町税賦課率收條例の一部改正の件

一 福生町警察手数料條例の一部改正の件

一 議長(加藤市役) 五月二十五日午後一時五分開会を宣す

一 地方自治法第九百三十一條の規定により議長の請求により出席した者尤の通り

町長 岸 徳次郎 助役 川 鑑金吉 若藤 真太郎

一 本会の書記尤の通り

議長 内田 眞 奥井 甚代次 高水 求

一 議長(加藤市役) 午後一時四十分開議を宣す

出席議員尤の通り

並木 竹松 見島 信一 田村 幾太郎 横田 素照

田村 信 高橋 角花 村尾 昌三 加藤 市役

高水 藤太郎 設楽 美知 田村 福一 高橋 三郎

森田 幸藏 森田 誠重 田村 栄吉 村野 茂平

平井 初五郎 井上 岩次郎 奥井 伊作 磯村 武夫

田村 利一

一 議長(加藤市役) 本会の会期を一日とする旨を告ぐる

日程第一(議案第四号) 指定寄附受領に関する件

一議長(加藤中務)本件を議題として第一読会を開く旨を告げる。

書記

朗読

一議長(加藤中務)本件は、いふ異議あるか否かを会議に諮りし処、金庫異議、
かならず、原案通り決定する旨を告げる。

日程第三(議案第六号)省庁用服購入に関する件

一議長(加藤中務)本件を議題として第一読会を開く旨を告げる。

書記

朗読

一助役(川村金吉)本件は、既に先の議會に於て追加正予算の議決を
頂いてあり、したがって後物価の値上りによつて遅くも、現在の用服を
購入し、十一年も経つて居るので、使用に堪へない現状のため、
繰分予算を上廻ることになると思ふが、此については他から流用の上
購入せしむるに、提出せられた款です。

一議長(加藤中務)是、今從順があり、したがって質疑はないか

一第三番(設樂美知)この用服には、帽子は含んで居らないか

一助役(川村金吉)帽子の問題については、先般警務委員會を開催その際

市協談を頂かされたが、單価は二五〇円位との事につき、この内、一〇〇円を

所定補助として、用員の私物として購入したいと言ふ事になつて居ります。

一第三番(高橋南彦)省庁用員の帽子は規定されて居るか

一助役(川村金吉)判段規定はないが、揃つたものといふことでは

一議長(加藤中務)他に異議ないか否かを會議に諮り、異議がないので、原案

通り決定する旨を告げる。

日程第三(議案第六号)排水路新設工事補助申請に関する件

一議長(加藤中務)本件を議題として第一読会を開く旨を告げる。

書記

朗読

一助役(川窪金吉) 本業の排水路工事及道路工事等については該会に於ても又
振興委員会よりも要望があり農道の排水路工事として本件を上提
したと述べる

一議長(加藤市松) 本件については異議はなかりか

一芥土番(設楽英知) この排水路が完成しても、結果鉄工所前の排水には及
りかないと思うが如何、

一助役(川窪金吉) 何れにしても水のたまる量に於ては差りがないかも知れ
ないが、同様のあの場所に水がたまると云ふ事は上水道の堤防が
あるために起るもので、このことを水道局に申し入れたら、説明は
したが、本年度に於ては予算の面では何とも出来なうが、来年度に於
て何とか善処すると云ふ事になつて居ります、

一芥土番(芥井初五郎) 二十四日の町費負担は、理年被令か

一助役(川窪金吉) 理年清還費として四三^五位あると思ふので、これから支出しない
と思つて居ります、

一芥土番(村野長平) 誠に結構な話ですが、この問題については先に振興委員会に
於て決議となつた事があるが、疑やその他詳細等については別段
協議しないので、振興委員会に計つた上、やるべきが当然と思ふ
が如何、

一芥土番(田村綱一) 同様の問題については委員会にかけたり、かけなかつたりする
が、これはどういふ訳か、

一助役(川窪金吉) 二れについては振興委員会に既にかけであるのであらためて委員会
を開かなくともよいと思つておかけなかつた、

一芥土番(田村綱一) この排水路は、近砂利線方面からの多量の水が流れて
附近住家の床下まで浸水があり、地元から善処されたい声があつた訳

です

第十番(森田幸徳) この件について振替委員会に委員長も知らないといふこと
ですが振替委員会に在り調査審議せしめられしやうやう、

第十一番(森田誠重) 急を要するものでなかつたら振替委員会にかけるが、
然るべきと思ふ

一助役(川崎金吉) 都の方としては土地改革事業について本年どのやうな
工事があるかと云ふ事について申請することにした、

一町長(岸徳次郎) この計画は概算ある毎に議題にのぼつて居るが都の工事
については都としての工事予算があるのか突然提出しては予算内に
割り込むことが出来ないので都の補助を受けるには相当な期間が
必要となるのでここに提出したと述べる、

第十一番(森田初五郎) 急を要する事になつたら委員附設として決定して

頂いかりと思ふが如何、

一議長(加藤中徳) 今午三番議員の発言についてこの委員附設一任とし
て決定しても思議は如何かと、今議に諮り委員異議なく賛成のため委員
附設決定とする旨を告げる、

日程第四議案(五号) 町債を起し並に起債の方法、利息の定率及び償還
の方法に関する件、

一議長(加藤中徳) 本件は議題として第一読会を用く旨を告げる、
書記 朗読

一町長(岸徳次郎) 第三小中学校建設の費用については起債の必要に迫られ
て事を知りすが当初この起債も相当の金額を平定しながら大蔵省との
折衝の結果僅か四万円の起債が許可になつたがこの起債の方法
利息の定率及び償還の方法についてここに提出したと述べる

議長(加藤市役) 各々説明が有りましたが、ニルにつて異議はないか。

「第三番(村野長平) 平衡交付金の減額^及起債の減額^はは学校建設もおぼつかないと思ふが、平衡交付金の減額につて起債を増額して頂くか、又その他に何等かの方法はないか。

「町長(岸徳次郎) 別段現生では他に道が見当らない。

「議長(加藤市役) 中件はその他に異議ないか否かを会議に諮りし処異議がないので、第案通り決定する旨を告げる。

「日程第五(議案第六号) 福所賦課徴收條例の一部改正の件

「議長(加藤市役) 中件を議題として第一読会を用く旨を告げる。

書記 朗読

「町長(岸徳次郎) 提案理由にある通り、ニルに調査が予想以上の繁雑多様のため、初通りの規定期日には賦課徴收が出来なかつたので繰下げた次第です。

「議長(加藤市役) 中件につて異議ないか否かを会議に諮り、全員異議がないので、第案通り決定する旨を告げる。

「日程第六(議案第七号) 湖所警察手数料條例の一部改正の件

「議長(加藤市役) 中件を議題として第一読会を用く旨を告げる。

書記 朗読

「町長(岸徳次郎) 十早五日の政令によつて公布になり改正の必要となり、ニに提出したものが、その内容につては、総務課長より説明されたい。

「総務課長(内田勇) 今とは地方自治法によつて手数料の額を適宜であつたが、今般の新しい政令によると、二〇〇円以下となつて居るので、現在の五〇円を二〇〇円に改正する次第です。第二條の二項につては、額は変りませんが、根據が改定される決ひす。

「議長(加藤市役) 中件につて異議あるか否かを会議に諮り、異議が

たいのむ律事通り決定する旨を告げる

今議録署名議員選挙

議長(加藤市選)署名議員の選挙は指名推薦により指名者を議長とする
旨を告げ今議に諮り異議ないから指名推薦によることに決する旨
を告げる

議長(加藤市選)尤の者を指名し一名毎に今議に諮り異議なく
決する

見島信一 森田誠重 羽村栄吉

議長(加藤市選)今議を用いる旨を告げる

議長(加藤市選)本會議を用合する旨を告げる時に午後三時十分なり

右今議の次第を記載しその相違ないことを認めるためここに
署名する

昭和五年十一月二十五日

福野所談合議長

全 議員

全 議員

全 議員

加藤市選
羽村栄吉
見島信一
森田誠重



